

〈重要〉令和3年度前期授業について

令和3年度の前期授業については、以下の通りの取扱とします。

1 発熱等の風邪症状等により遠隔授業等や対面授業に出席できなかった学生への対応については、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないように配慮するため、授業担当教員に申し出ること。

2 発熱等の風邪症状等により**教養教育科目**の期末試験に出席できない場合は、**試験開始前までに教養教育係へ『教務システム』『メール』『電話』のいずれかの方法で連絡することにより、追試験の扱いを取ることとする。**なお、専門科目については所属学部の学部（教務）係へ連絡すること。**※ 授業担当教員のみへ連絡した学生や試験開始後に連絡した学生については、追試験対象とならないので注意。**

※上記1, 2共に、新型コロナワクチンを接種するために欠席する場合及び新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により、療養する必要がある場合を含む

【連絡内容】①氏名 ②学生番号 ③いつから症状がある ④どんな症状がある
⑤試験を欠席する授業科目名（曜日・講時）
⑥ワクチン接種による欠席の場合は、接種日

【連絡方法】

『教務システム』：①「メッセージ」をクリック

②「作成」をクリックすると、宛先が所属学務係と教養教育係から選択できる

③件名「定期試験の欠席について」と下記の連絡内容を入力して「確認画面へ」をクリック

④「送信する」をクリック

『cアカウントメール』：教育支援課教養教育係 kykyotuk@tokushima-u.ac.jp

『電話』：088-656-7308 または 088-656-7309

3 まん延防止等重点措置の指定区域または緊急事態宣言の対象地域（以下「指定区域等」という。）に滞在中もしくはこれから移動を予定している場合は、徳島県内に戻った日の翌日から起算して、14日間の自宅待機による体調確認期間の確保が必要となります。対面試験を予定している場合は、試験に備え、早めに徳島県内へ戻るよう行動してください。（ただし、通学に伴う移動については、14日間の自宅待機は不要）

なお、やむを得ない事情で指定区域等に移動する場合で、自宅待機により教養教育後期試験を受験できない場合は、**必ず試験開始前に上記2の方法により、**以下について教養教育係に連絡してください。本人の責に帰すことができない事情による場合は追試験の措置を行いますが、やむを得ない理由と認められない場合は、追試験の措置が行えないことがあります。なお、移動する前には、必ず所属学部の学務担当係へ連絡すること。

【連絡内容】①氏名 ②学生番号 ③自宅待機の理由（滞在先、期間、理由等）
④自宅待機の期間 ⑤試験を欠席する授業科目名（曜日・講時）

4 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置については、遠隔授業の場合でも、「気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ」の通りとする。

【本件連絡先】

学務部教育支援課教養教育係

電話番号：088-656-7308

088-656-7309

E-mail : kykyotuk@tokushima-u.ac.jp

気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」（以下「警報」という。）又は特別警報（波浪特別警報を除く。以下同じ。）が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長（教養教育にあつては教養教育院長）、大学院にあつては研究科長又は各教育部長（以下「各学部長等」という。）が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

気象警報等が発表された場合の 授業の休講措置について



台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置は、次のとおりです。

⚠ 遠隔授業についても同様の休講措置とします。

○昼間に開講する授業について

午前7時に

「**暴風警報と大雨警報**」，

「**暴風警報と洪水警報**」，

「**大雪警報**」

(以下「**警報**」という。)又は

特別警報

(波浪特別警報を除く。以下同じ。)が
発表中の場合は、午前の授業を休講とする。

午前11時に

警報又は**特別警報**が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。

○夜間に開講する授業について

午後4時に

警報又は**特別警報**が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。

○授業開始後について

警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、**特別警報**が発表された場合は、直ちに休講とする。